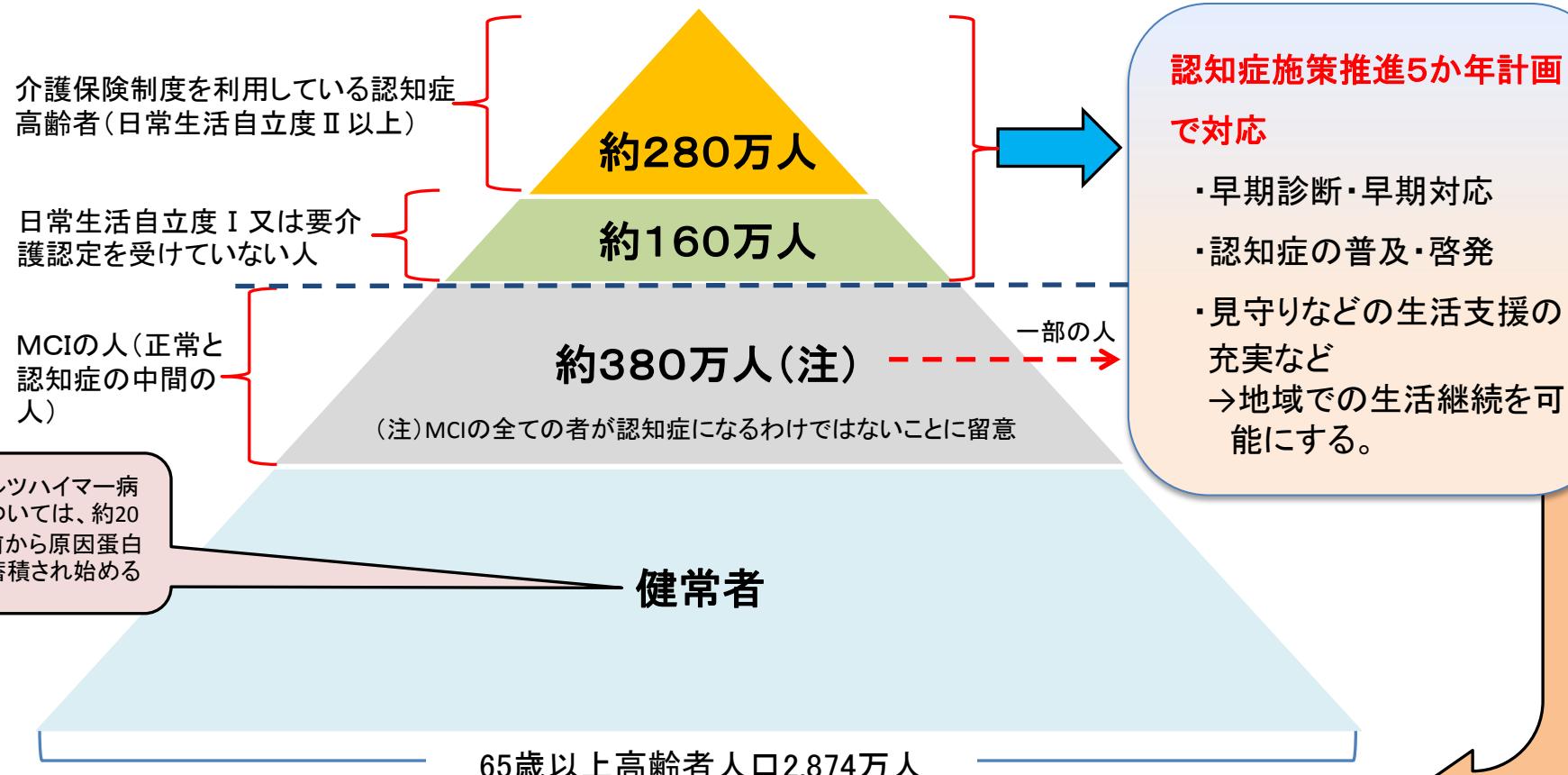


# 参考資料集

# (1)認知症高齢者の現状(平成22年)

- 全国の65歳以上の高齢者について、認知症有病率推定値15%、認知症有病者数約439万人と推計(平成22年)。また、全国のMCI(正常でもない、認知症でもない(正常と認知症の中間)状態の者)の有病率推定値13%、MCI有病者数約380万人と推計(平成22年)。
- 介護保険制度を利用している認知症高齢者は約280万人(平成22年)。



## (2)介護保険制度改革のこれまでの取組

第1期  
(平成12年度  
~)

第2期  
(平成15年度  
~)

第3期  
(平成18年度  
~)

第4期  
(平成21年~)

第5期  
(平成24年~)

### 平成12年4月 介護保険法施行



### 平成17年改正(平成18年4月施行)

- 介護予防の重視(要支援者への給付を介護予防給付に。介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施。介護予防事業、包括的支援事業などの地域支援事業の実施。)
- 施設給付の見直し(食費・居住費を保険給付の対象外に。所得の低い方への補足給付。)
- 地域密着サービスの創設、介護サービス情報の公表、負担能力をきめ細かく反映した第1号保険料の設定 など



### 平成20年改正(平成21年5月施行)

- 介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制の整備。休止・廃止の事前届出制。休止・廃止時のサービス確保の義務化 など



### 平成23年改正(平成24年4月施行)

- 地域包括ケアの推進。24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスの創設。介護予防・日常生活支援総合事業の創設。介護療養病床の廃止期限の猶予
- 介護職員によるたんの吸引等。有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護。市町村における高齢者の権利擁護の推進。
- 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和。地域密着型サービスの公募・選考による指定を可能に。各都道府県の財政安定化基金の取り崩し。など

### (3)介護保険法における「地域包括ケア」に係る理念規定の創設

#### 介護保険法 第5条第3項 (平成23年6月改正、24年4月施行)

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

## (4)介護保険サービス指定基準条例 独自基準条文

【金沢市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成24年金沢市条例第50号)】

### ○多職種連携の担い手となる人材の育成（研修）

（勤務体制の確保等）

第30条（略）

2（略）

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、前項の研修には次に掲げる事項を含めるものとする。

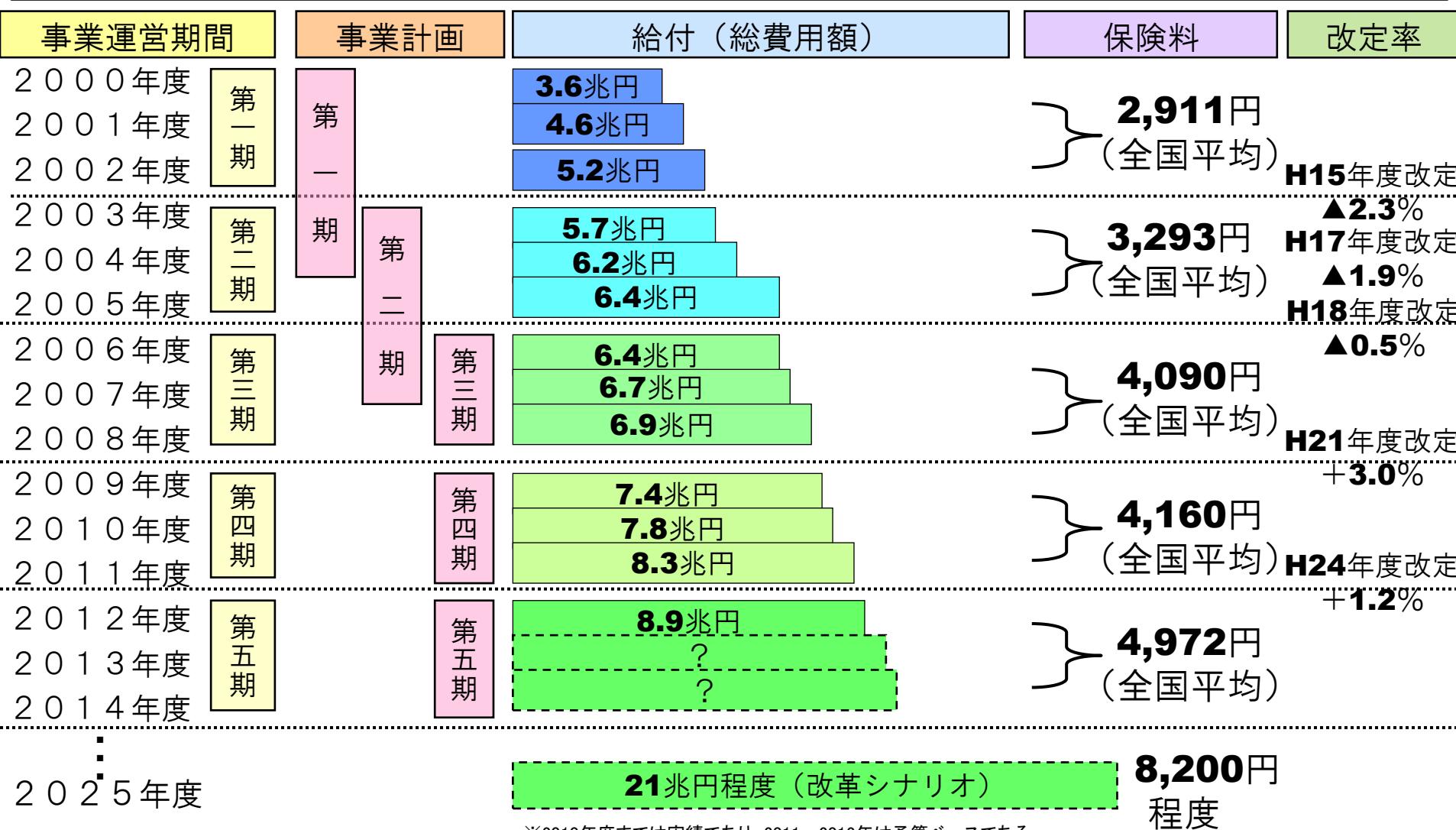
(1)※法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進に資するための、本市、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、地域住民等の活動に関する知識及びこれらの者との連携に関する事項

※ 介護保険法第5条第3項

「国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。」

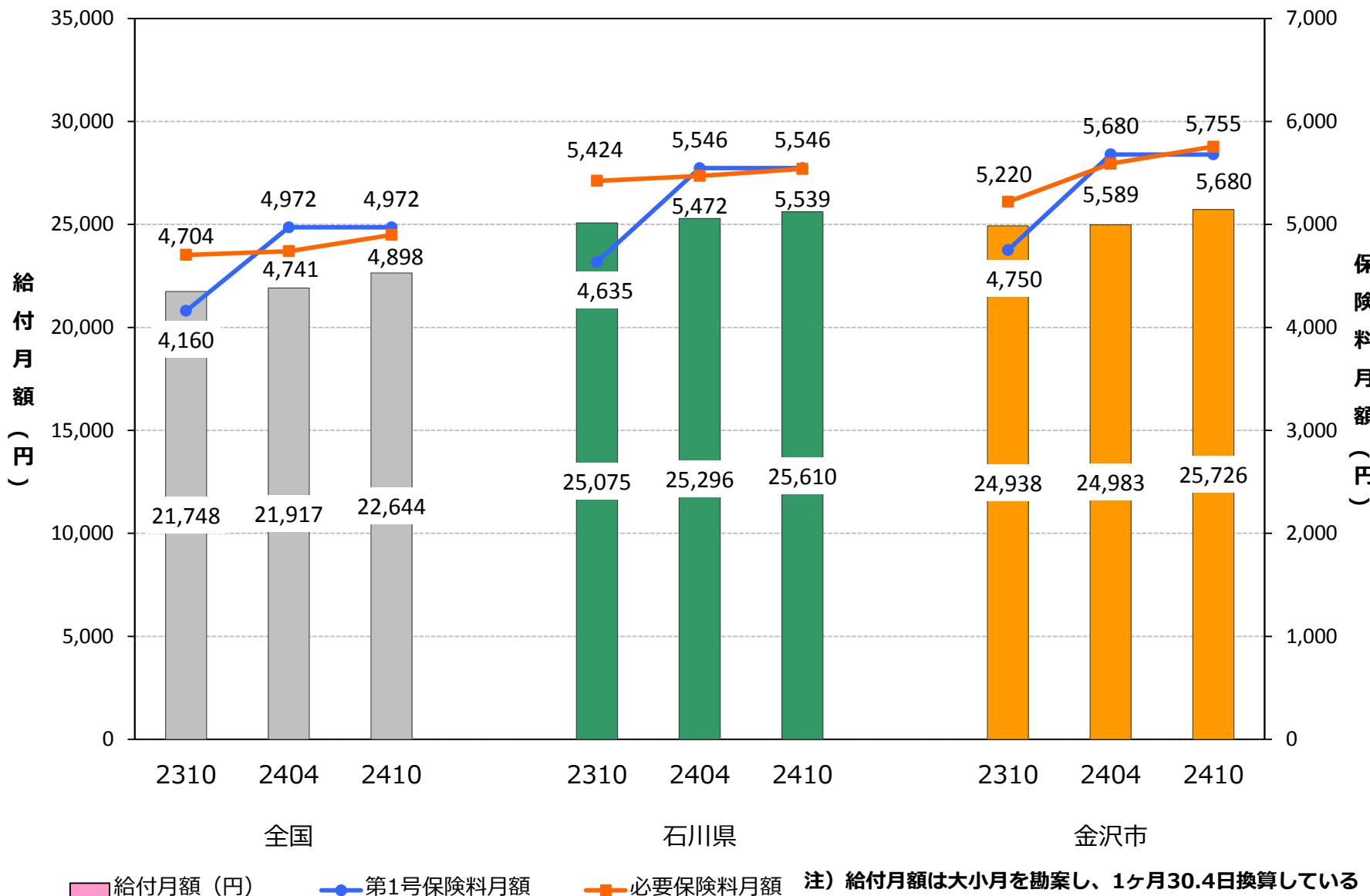
# (5)介護給付と保険料の推移

- 市町村は3年を1期（2005年度までは5年を1期）とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。
- 保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基き、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定される。（3年度を通じた同一の保険料）



# (6) 納付水準と第1号保険料(介護政策評価支援システムによる)

## 第1号被保険者一人当たり保険料給付月額・第1号保険料月額・必要保険料月額(H24年10月)

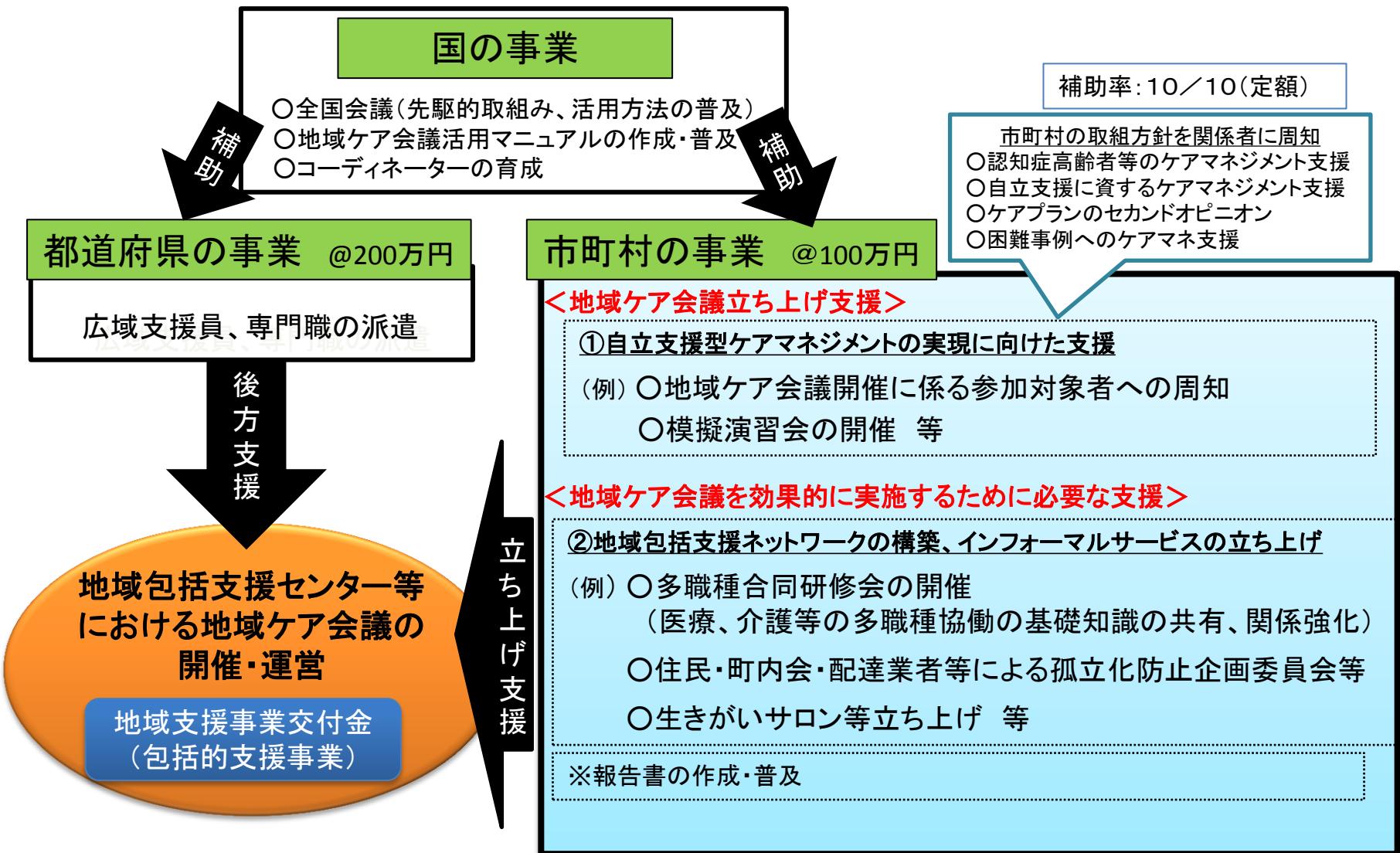


# (7)地域ケア会議活用推進等事業

25年度予算案 219百万円

## ■事業の目的・概要

- 地域包括ケアシステムの実現に向け、医療、介護の専門家など多職種が協働してケア方針を検討し、高齢者の自立支援、認知症の人の地域支援などを推進する「地域ケア会議」の普及・定着を促進する。



# (8)第6次石川県医療計画における在宅医療体制を評価するための数値目標

## ① 体制の構築（ストラクチャー指標）

指標名	指標説明	現状値	目標値	備考（各圏域の現状値）
在宅療養支援診療所数	在宅医療提供体制の充実度を示す指標	145(H24)	増加	増加南加賀 29 <b>石川中央 93</b> 能登中部 20 能登北部 3
訪問看護事業所数	訪問看護事業所数在宅医療提供体制の充実度を示す指標	81(H24)	増加	

## ② 提供の方法、手順（プロセス指標）

指標名	指標説明	現状値	目標値	備考（各圏域の現状値）
在宅医療連携グループ数	在宅医療連携体制の充実を反映した指標	9 (H24)	増加	南加賀 2 <b>石川中央 5</b> 能登中部 2 能登北部 0

## ③ 成果（アウトカム指標）

指標名	指標説明	現状値	目標値	備考（各圏域の現状値）
訪問診療を受けた患者数	在宅医療の普及度を示す指標	29,710 (H24)	増加	南加賀 5,014 <b>石川中央 18,219</b> 能登中部 4,155 能登北部 2,322

なお、数値目標は、平成25年度からの計画から設定された。

# (9)在宅療養支援診療所数の推移

- 在宅療養支援診療所数は、全国より**金沢市が1.26倍**（人口10万人対）整備されており、在宅療養の体制整備が進められている。

(医療施設調査)

区分	H20		H23	
	診療所数	(人口10万人対)	診療所数	(人口10万人対)
全国	11,260	8.8	13,506	10.6
石川県	117	10.0	158	13.6
金沢市	44	9.6	62	13.4

## ※在宅療養支援診療所の要件

- 当該診療所において、24時間連絡を受ける医師又は看護職員を配置していること
- 当該診療所において、又は他の保険医療機関の保険医との連携により、当該診療所を中心として、患家の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保していること
- 当該診療所において、又は他の保険医療機関、訪問看護ステーション等の看護職員との連携により、患家の求めに応じて、当該診療所の医師の指示に基づき、24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保していること
- 当該診療所において、又は他の保険医療機関との連携により他の保険医療機関内において、在宅療養患者の緊急入院を受け入れる体制を確保していること
- 医療サービスと介護サービスとの連携を担当する介護支援専門員(ケアマネジャー等)と連携していること

# (10)石川県における在宅医療の提供体制(訪問診療を実施している診療所)

在宅患者訪問診療の実施施設数・実施件数

	施設数	実施件数
病院	22	1,341
診療所	135	5,978
計	157	7,319

※内科を標榜している診療所502ヶ所が回答

(出典)H23石川県医療機能調査

在宅患者訪問診療の実施件数が多い(月50件以上)の施設数

	南加賀	石川中央	能登中部	能登北部	県
病院	2	6	2	0	10
診療所	8	24	5	3	40
計	10	30	7	3	50

(出典)H23石川県医療機能調査

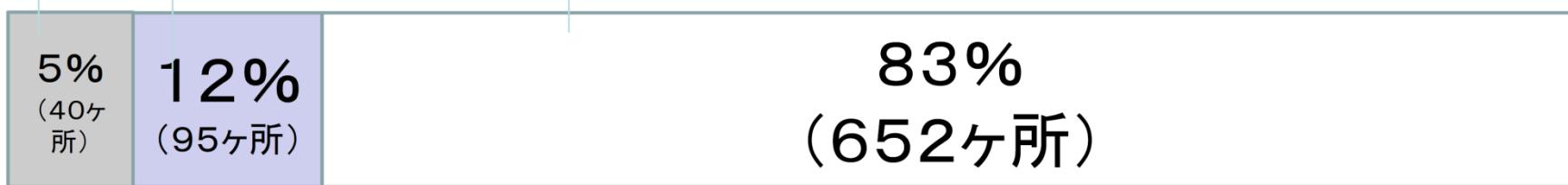


## ○訪問診療の内訳(診療所)

月50件以上の診療所

訪問診療を行っていない診療所

月1～49件の診療所



訪問件数 73%  
(月4, 340件)

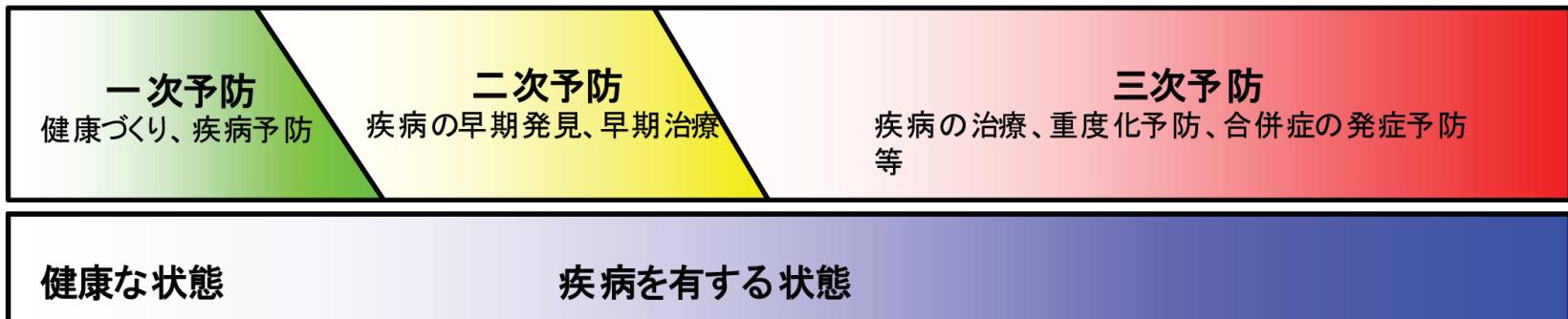
訪問件数 27%  
(月1, 638件)

# (11)介護予防における一次・二次・三次予防

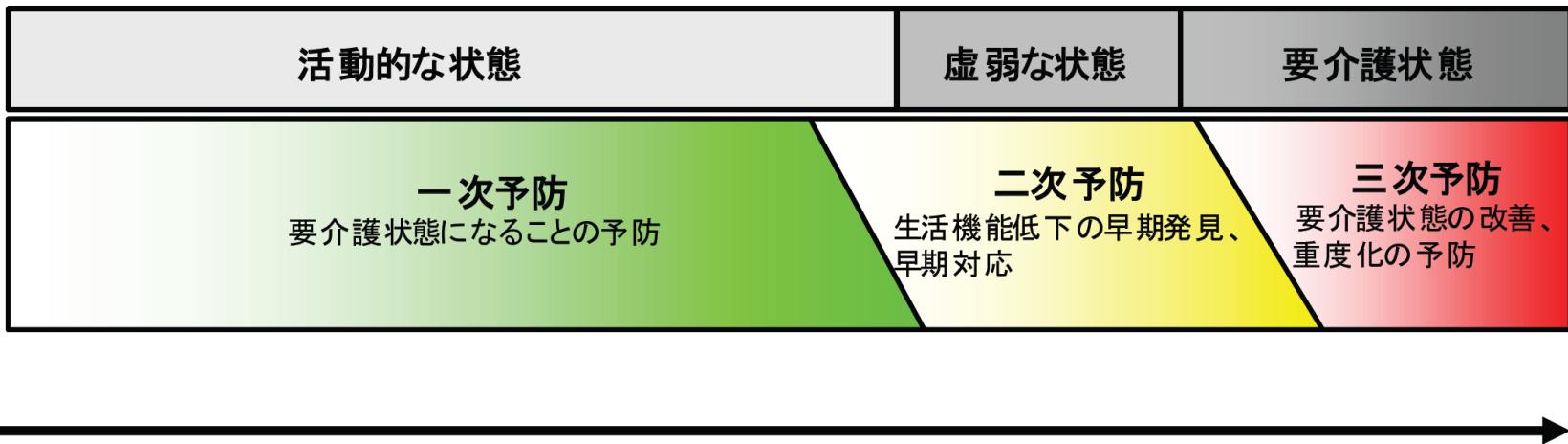
○高齢者の健康寿命をのばし、生活の質を高めていくためには、生活習慣病予防と介護予防を地域で総合的に展開することが大切。

○予防の概念は、一次予防、二次予防、三次予防の3段階に整理してとらえることができる。

生活習慣予防



介護予防



注)一般的なイメージであって、疾病の特性等に応じて上記に該当しない場合がある。

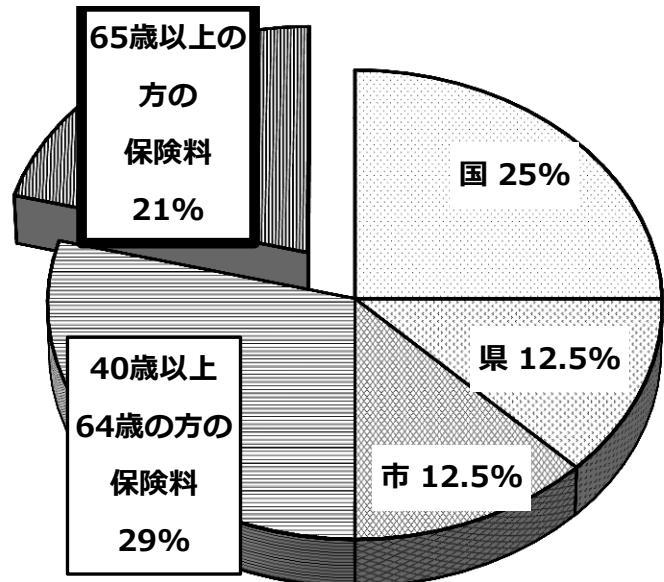
## (12) 地域支援事業について

○市町村は、被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防することとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことできるよう支援することを目的とする。（介護保険法第115条の45）

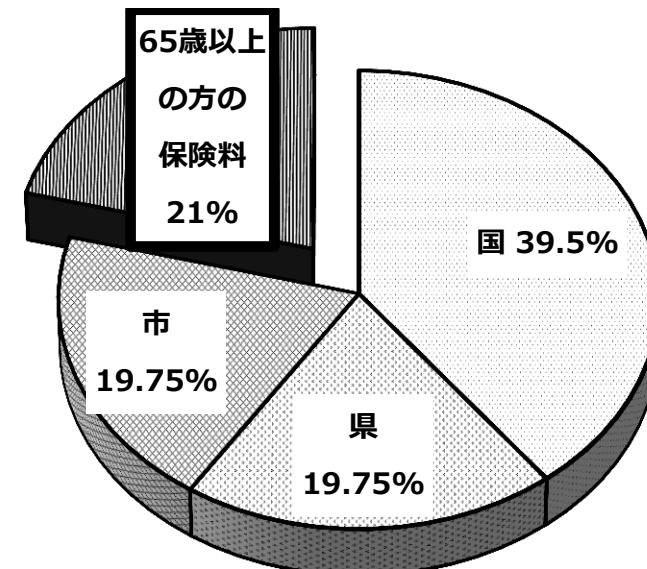
### ＜事業＞

- 介護予防事業（介護予防サービス以外の事業）
- 包括的支援事業
- 任意事業

地域支援事業の財源構成

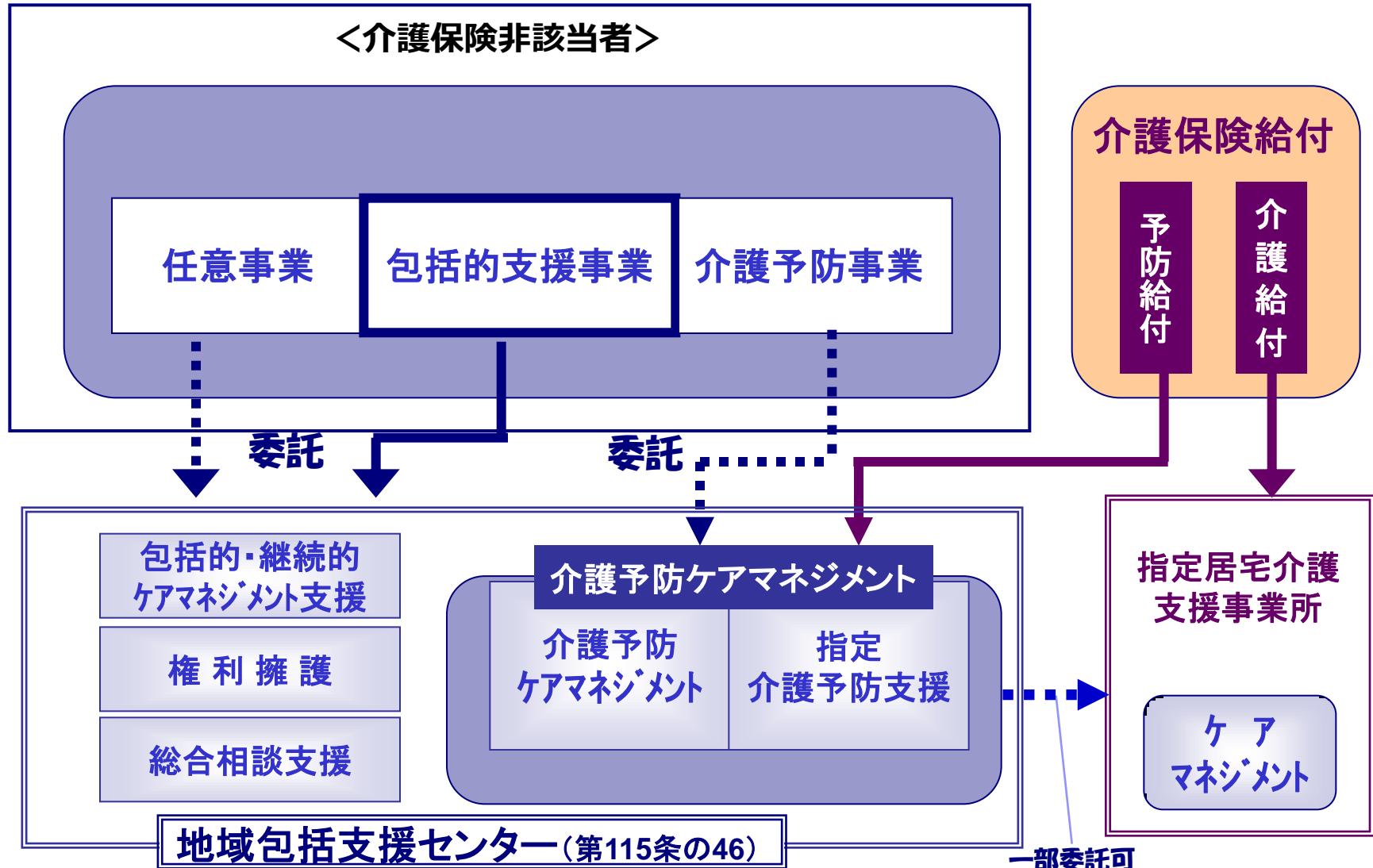


介護予防事業



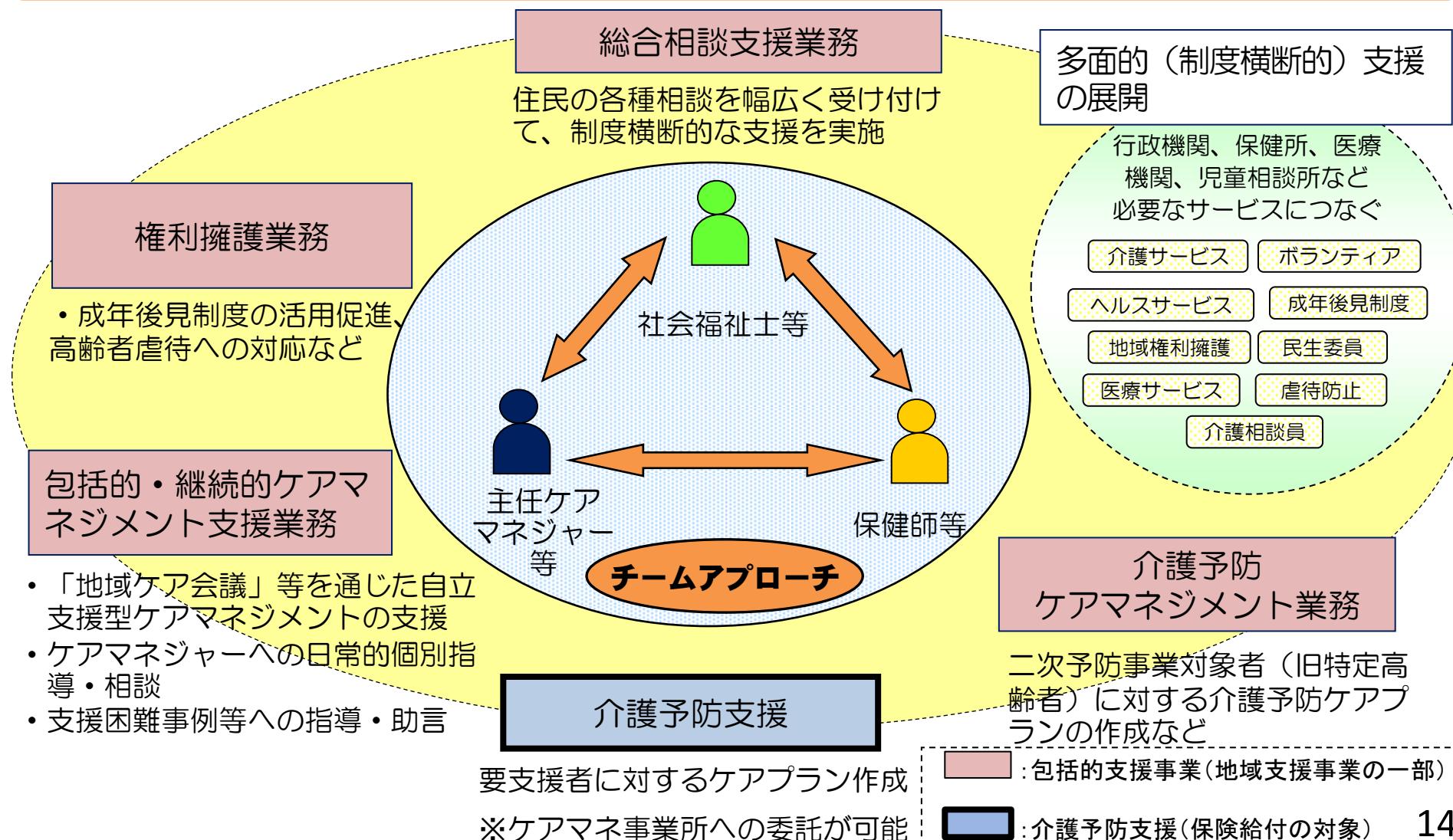
包括的支援事業、任意事業

# (13)地域支援事業の全体像について



# (14) 地域包括支援センターについて

- 地域包括支援センターは、総合相談、成年後見制度の活用促進などの権利擁護、介護支援専門員への指導・助言などの包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防支援などの業務を担っており、全国に4,328か所(金沢市19か所)存在している。(H24年4月末)
- 平成24年度から、包括的・継続的ケアマネジメント支援の充実のため、個別事例の検討を行う「地域ケア会議」を通知に位置づけ、保健医療等の多職種協働によるケアマネジメント支援等を行っている。



# (15)金沢市地域包括支援センターの一覧

管轄	センター名	電話番号	主任ケアマネ	保健師等	社会福祉士	ケアマネ	人数	所在地	担当地域(地区民生委員 児童委員協議会担当地域)	委託法人名
元 町	1 きしかわ	257-7878	1	1	1	1	4	岸川町ほ5	森本	社会福祉法人 北伸福祉会
	2 ふくひさ	257-1323	1	1	1	1	4	福久町ワ1-1	千坂、小坂	医療法人社団 福久会
	3 かすが	253-4165	1	1	1	1	4	鳴和1-1-10	浅野、森山、夕日寺	医療法人社団 仁智会
	4 おおてまち	263-5517	1	1	1	2	5	大手町9-1	松ヶ枝、此花、瓢箪、馬場	医療法人社団 博仁会
	5 さくらまち	222-5722	1	1	1	1	4	桜町24-30	木材、味噌蔵	医療法人社団 金沢
	6 たがみ	231-8025	1	1	1	1	4	田上本町カ45-1	犀川、湯涌、浅川	医療法人 十全会
	たがみブランチ 第二金沢朱鷺の苑	229-3737				1		上辰巳町10字211-1		社会福祉法人 北伸福祉会
駅 西	7 もろえ	293-5084	1	1	1	1	4	沖町ハ15	諸江、浅野川、川北	社団法人 全国社会保険協会連合会
	8 くらつき	237-8063	1	1	1	1	4	鞍月東1-8-2	鞍月、粟崎、大野、金石	医療法人社団 映寿会
	9 えきにしほんまち	233-1873	1	1	1	1	4	駅西本町6-15-41	戸板、大徳	医療法人社団 博友会
	10 ひろおか	234-2129	1	1	1	1	4	広岡2-1-7	長町、長土堀、芳斎、長田、西	社会福祉法人 北伸福祉会
	11 かみあらや	269-0850	1	1	1	1	4	上荒屋1-39	押野、西南部、三和	社会福祉法人 やすらぎ福祉会
	12 きたづか	240-4604	1	1	1	1	4	北塚町西440	米丸、二塚、安原	社会福祉法人 北伸福祉会
泉 野	13 とびうめ	231-3377	1	1	2	1	5	飛梅町2-1	新豊、小立野	社会医療法人財団 松原愛育会
	14 みづくちしんまち	263-7163	2	1	2	2	7	三口新町1-8-1	十一屋、内川、菊川、崎浦	社会福祉法人 陽風園
	みづくちしんまちブランチ 第三万陽苑	280-6785			1			三小牛町24字3-1		社会福祉法人 陽風園
	15 ながさか	280-5111	1	1	1	1	4	泉野出町1-22-26	泉野、長坂台	医療法人 積仁会
	16 いづみの	259-0522	1	1	2	2	6	泉野町6-15-5	野町、中村、弥生、新神田	公益財団法人 金沢市福祉サービス公社
	17 ありまつ	242-5510	1	1	1	1	4	有松5-2-24	三馬、米泉	医療法人社団 中央会
	18 やましな	241-8165	1	2	1	2	6	山科町午40-1	富樫、伏見台	社会福祉法人 洋裕会
	19 まがえ	298-6964	1	1	1	1	4	馬替2-124-1	額、扇台、四十万	特定医療法人 扇翔会

# (16)サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

高齢者の居住の安定確保に関する法律(改正法:公布 H23.4.28/施行H23.10.20)

## 1. 登録基準

(※有料老人ホームも登録可)

登録戸数:110,134戸  
(平成25年4月30日現在)

- 《ハード》
- ・床面積は原則25m<sup>2</sup>以上
  - ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
  - ・バリアフリー(廊下幅、段差解消、手すり設置)

- 《サービス》
- ・サービスを提供すること(少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)  
[サービスの例:食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 等]

- 《契約内容》
- ・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないなど、居住の安定が図られた契約であること
  - ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと
  - ・前払金に関して入居者保護が図られていること

(初期償却の制限、工事完了前の受領禁止、保全措置・返還ルールの明示の義務付け)

24時間対応の訪問看護・介護  
「定期巡回随時対応サービス」の活用→介護保険法改正により創設

## 2. 登録事業者の義務

- ・契約締結前に、サービス内容や費用について書面を交付して説明すること
- ・登録事項の情報開示
- ・誤解を招くような広告の禁止
- ・契約に従ってサービスを提供すること

## 3. 行政による指導監督

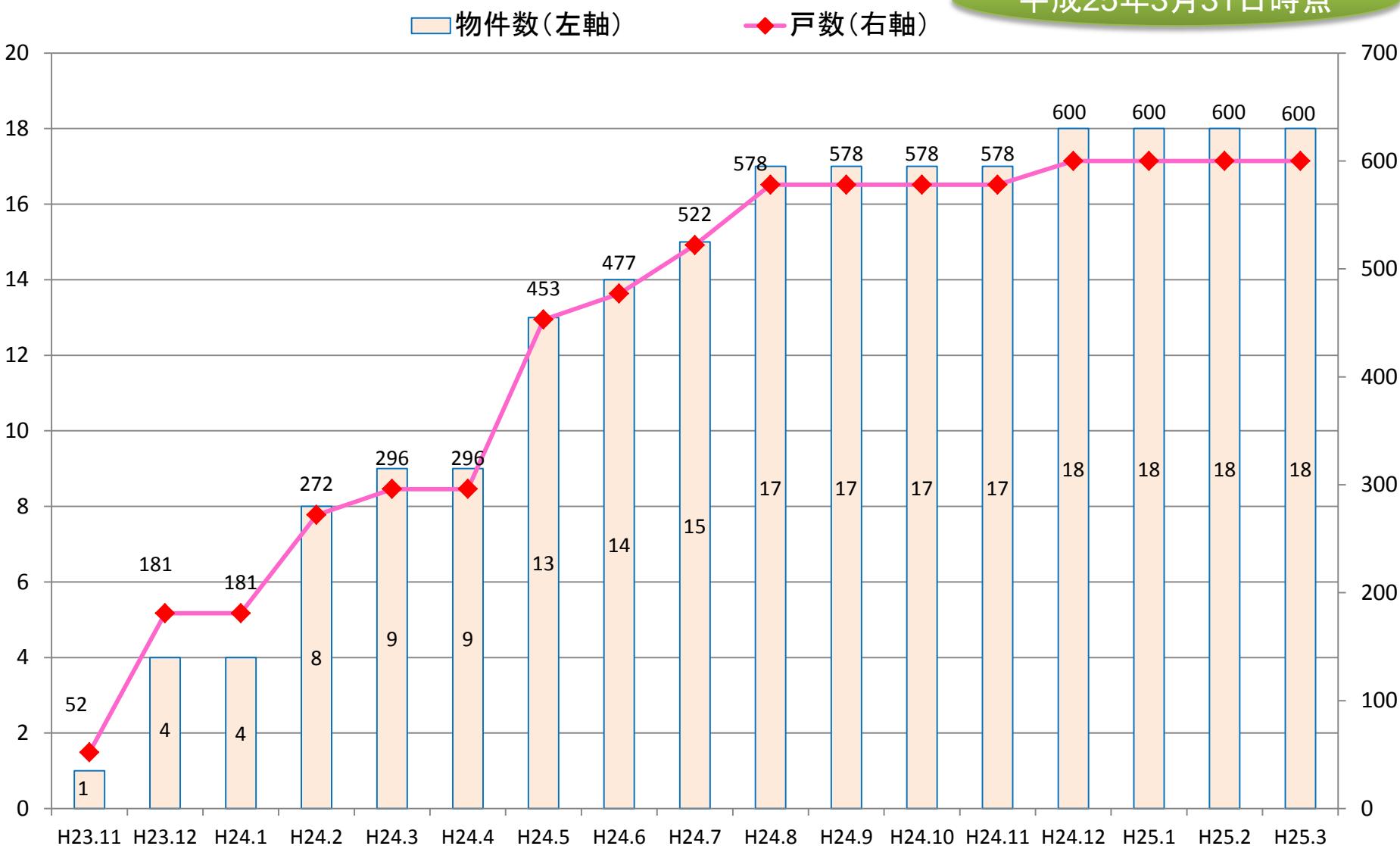
- ・報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査
- ・業務に関する是正指示
- ・指示違反、登録基準不適合の場合の登録取消し



# (17)サービス付き高齢者向け住宅の登録状況の推移(金沢市)

○金沢市におけるサービス付き高齢者住宅の登録状況は、18物件、600戸となっている。

平成25年3月31日時点



# (18)サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者(金沢市)

○法人等種別では、株式会社（50.0%）、社会福祉法人（27.8%）、有限会社（11.1%）医療法人（5.6%）で全体の9割強を占める。

○主な業種としては、**介護系事業者が5割**を占め、次いで不動産業者（22.2%）医療系事業者（16.7%）、建設業者（5.6%）となっている。

平成25年3月31日時点

## ■法人種別等

	実数	割合
医療法人	1	5.6%
社会福祉法人	5	27.8%
株式会社	9	50.0%
有限会社	2	11.1%
NPO法人	0	0.0%
各種組合	0	0.0%
その他	0	0.0%
個人	1	5.6%
合計	18	

個人, 5.6%  
医療法人,  
5.6%

社会福祉  
法人,  
27.8%

株式会社,  
50.0%

有限会社,  
11.1%

## ■主な業種

	実数	割合
介護系事業者	9	50.0%
医療系事業者	3	16.7%
不動産業者	4	22.2%
建設業者	1	5.6%
ハウスメーカー	0	0.0%
その他	1	5.6%
合計	18	

その他, 5.6%  
建設業者, 5.6%

介護系事業者,  
50.0%

不動産業者,  
22.2%

医療系事業者,  
16.7%

# (19)サービス付き高齢者住宅の戸数(金沢市)

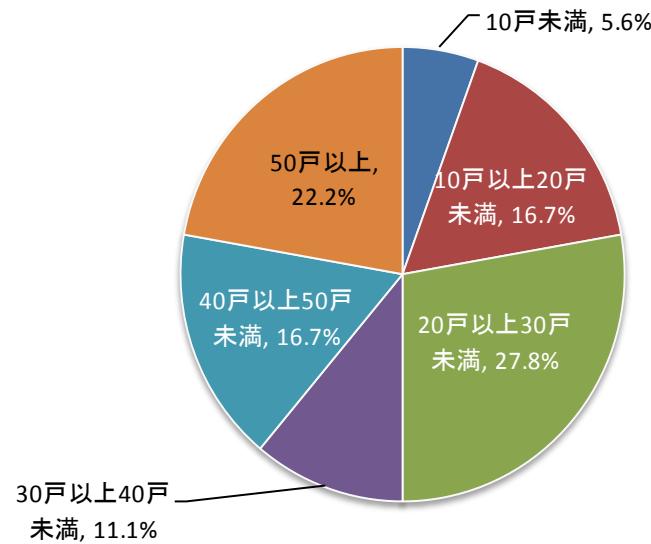
○住宅戸数では、「20戸以上30戸未満（27.9%）」「50戸以上（22.2%）」が多いが、全体の8割弱が50戸未満である。

平成25年3月31日時点

## ■住宅戸数

	実数	割合
10戸未満	1	5.6%
10戸以上20戸未満	3	16.7%
20戸以上30戸未満	5	27.8%
30戸以上40戸未満	2	11.1%
40戸以上50戸未満	3	16.7%
50戸以上	4	22.2%
合計	18	

平均戸数 33.3 戸



## (20)サービス付き高齢者向け住宅において提供されるサービス(金沢市)

- 状況把握・生活相談サービス以外に、94.9%の物件において「食事の提供サービス」、「入浴等の介護サービスが提供される。
- 調理等の家事サービス、健康の維持増進サービスについては、概ね7割を超える物件において提供される。
- 状況把握・生活相談サービスのみを提供する物件は、1件(5.6%)である。

平成25年3月31日時点

	提供する		提供しない	
	実数	割合	実数	割合
状況報告・生活相談サービス	18	100.0%	-	-
食事の提供	17	94.4%	1	5.6%
入浴等の介護サービス	17	94.4%	1	5.6%
調理等の家事サービス	13	72.2%	5	27.8%
健康維持増進サービス	14	77.8%	4	22.2%

# (21)状況把握・生活相談サービス(金沢市)

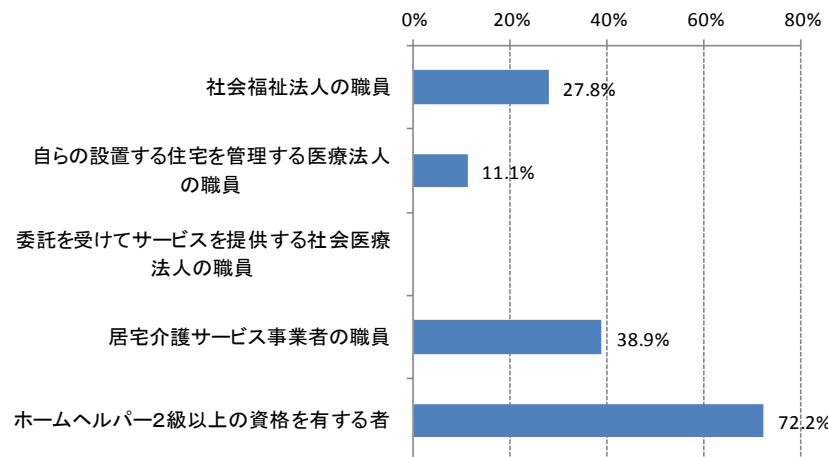
○常駐する者は、ホームヘルパー2級以上の資格を有する者(72.2%)が最も多く、次いで居宅介護サービス事業者の職員(38.9%)が多い。

○状況把握及び生活相談サービスの提供時間は、24時間常駐が9割強を占める。

平成25年3月31日時点

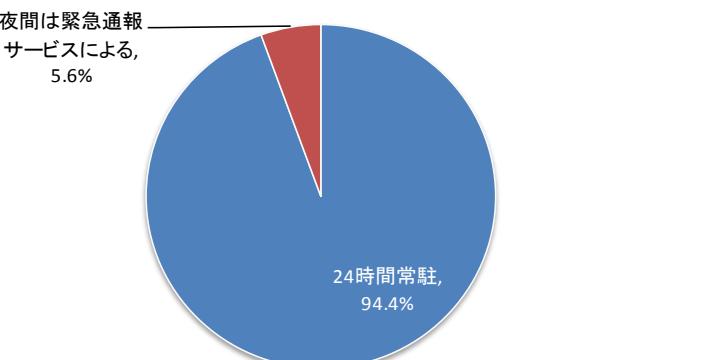
## ■常駐する者(複数回答)

対象物件数18件を母数に算出		
	実数	割合
社会福祉法人の職員	5	27.8%
自らの設置する住宅を管理する医療法人の職員	2	11.1%
委託を受けてサービスを提供する社会医療法人の職員	0	-
居宅介護サービス事業者の職員	7	38.9%
ホームヘルパー2級以上の資格を有する者	13	72.2%



## ■提供時間

	実数	割合
24時間常駐	17	94.4%
夜間は緊急通報サービスによる	1	5.6%



## (22)サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設 (金沢市)

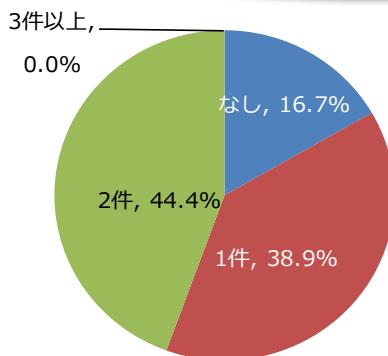
○全体の8割強が併設の介護保険事業所を有している。

○併設の介護保険事業所の種類は、通所介護事業所（50.0%）、訪問介護事業所（38.9%）、居宅介護支援事業所（33.3%）が多い。

平成25年3月31日時点

### ■併設施設の有無

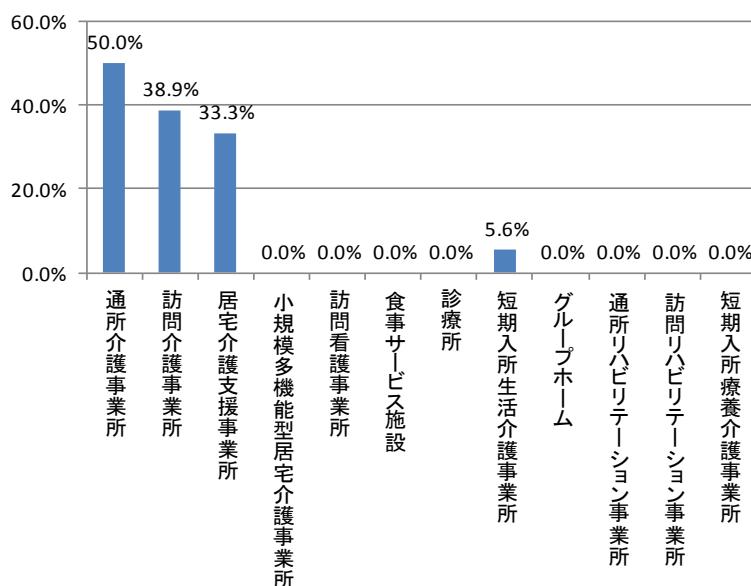
	実数	割合
なし	3	16.7%
1件	7	38.9%
2件	8	44.4%
3件以上	0	0.0%
合計	18	



### ■併設施設の種類

対象物件18件を母数に算出

	実数	割合
通所介護事業所	9	50.0%
訪問介護事業所	7	38.9%
居宅介護支援事業所	6	33.3%
小規模多機能型居宅介護事業所	0	0.0%
訪問看護事業所	0	0.0%
食事サービス施設	0	0.0%
診療所	0	0.0%
短期入所生活介護事業所	1	5.6%
グループホーム	0	0.0%
通所リハビリテーション事業所	0	0.0%
訪問リハビリテーション事業所	0	0.0%
短期入所療養介護事業所	0	0.0%



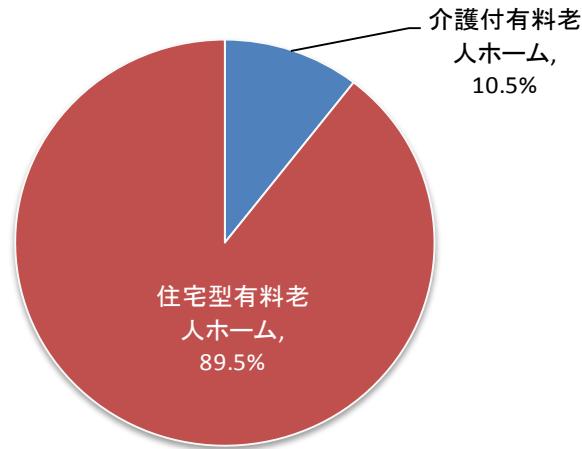
# (23)有料老人ホームの種別(金沢市)

○有料老人ホームの施設ごとの種別割合では、住宅型（89.5%）、介護付き（10.5%）となっており、住宅型が9割弱を占めるが、定員数での割合は、住宅型（74.9%）、介護付き（25.1%）と住宅型が7割強と比率が低下する。

平成25年4月30日時点

## ■有料老人ホーム種別(施設数)

種別	施設数	割合
介護付有料老人ホーム	4	10.5%
住宅型有料老人ホーム	34	89.5%
合計	38	

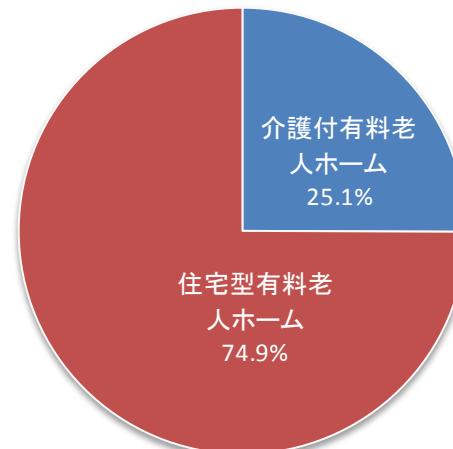


## ■有料老人ホーム種別ごとの定員数

種別	定員数	割合
介護付有料老人ホーム	497	25.1%
住宅型有料老人ホーム	1,486	74.9%
合計	1,983	

**介護付有料老人ホーム**：介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能

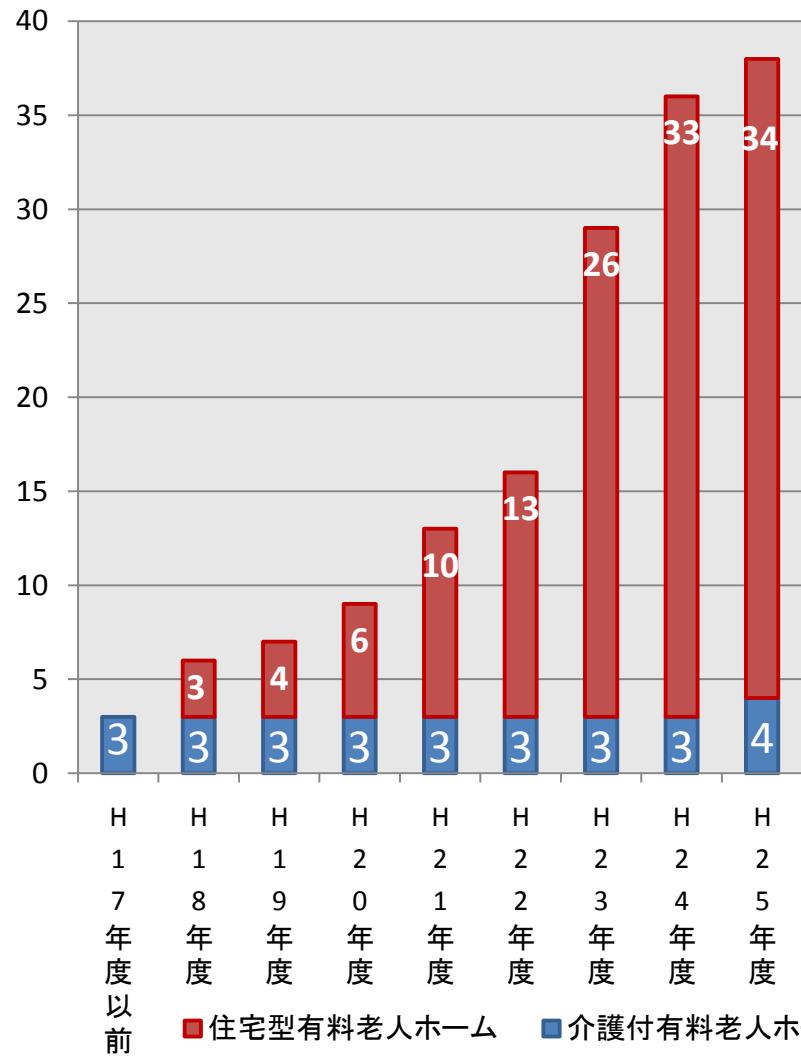
**住宅型有料老人ホーム**：生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能。



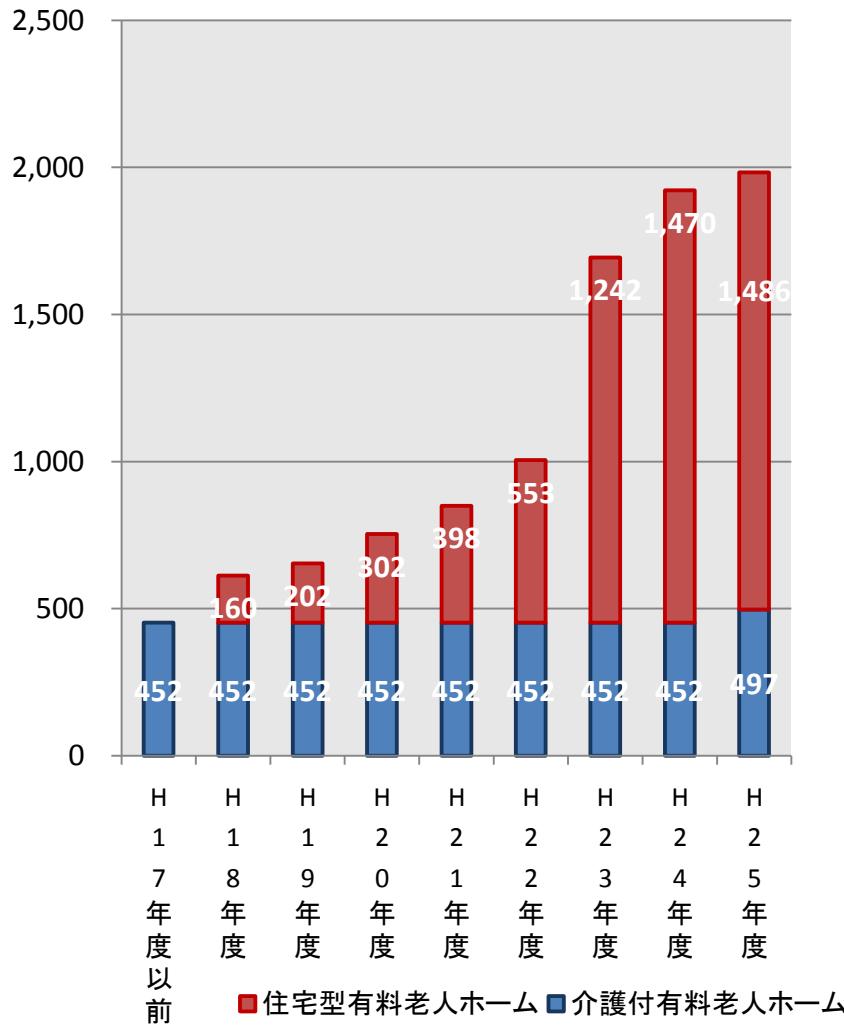
# (24)有料老人ホームの種別ごとの推移(金沢市)

平成25年4月30日時点

施設数推移



入居定員数推移



※平成24年度までは、各年度末。平成25年度は4月末時点

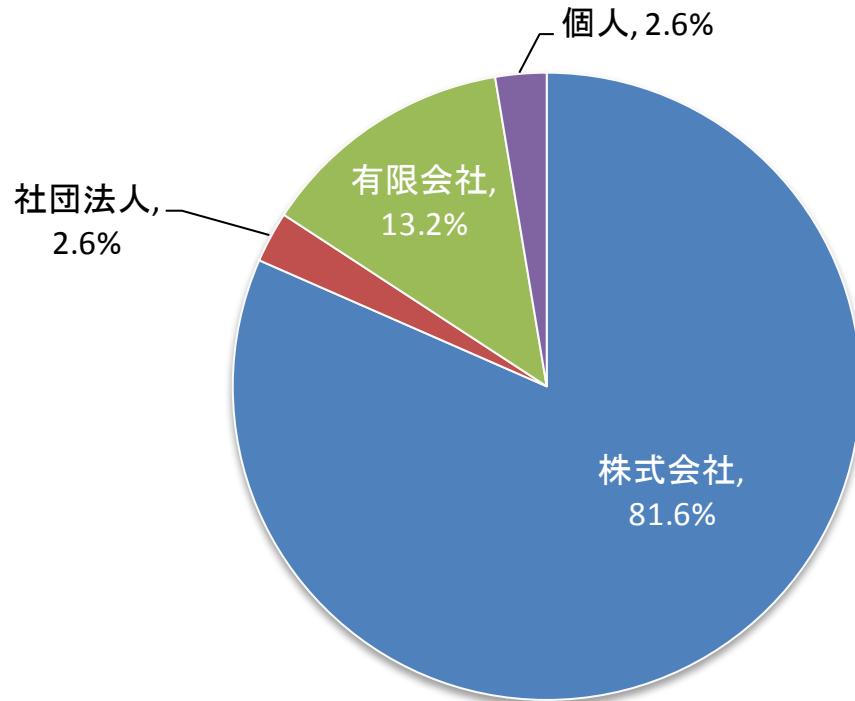
# (25)有料老人ホーム事業を行う者(金沢市)

○法人等種別では、株式会社（81.6%）、有限会社（13.2%）で全体の9割強を占めている。

平成25年4月30日時点

## ■有料老人ホームの定員数別

法人種別	実数	割合
株式会社	31	81.6%
社団法人	1	2.6%
有限会社	5	13.2%
個人	1	2.6%
合計	38	



# (26)有料老人ホームの定員別(金沢市)

○定員数では、「30人以上39人未満（18.4%）」「20人以上29人未満、40人以上49人未満、70人以上79人未満（15.8%）」が多いが、全体の7割が59人未満である。

平成25年4月30日時点

## ■有料老人ホームの定員数別

定員数	件数	割合
10人未満	1	2.6%
10人～19人	3	7.9%
20人～29人	6	15.8%
30人～39人	7	18.4%
40人～49人	6	15.8%
50人～59人	4	10.5%
60人～69人	0	0.0%
70人～79人	6	15.8%
80人～89人	1	2.6%
90人～99人	2	5.3%
100人以上	2	5.3%
合計	38	

